

胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル 公募要領

第1 事業概要

1. 事業の概要

胎内市（以下「市」という。）では、「第2次胎内市総合計画」や「胎内市人口ビジョン第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにおいて、「生涯学習をはじめとする市民活動の拠点整備」を重要な施策と位置づけています。

胎内市生涯学習施設整備事業（以下「本プロジェクト」という。）は、老朽化した中央公民館（1960年（昭和35年）建設）及び胎内市図書館（1958年（昭和33年）建設）の機能を複合的に備えた新しい生涯学習施設の整備について検討を進めてきたことが端緒となっています。

そして、2023年（令和5年）3月に「胎内市生涯学習施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、また、2026年（令和8年）3月に「胎内市生涯学習施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、これらをもとに本プロジェクトを推進しています。

基本構想では、新たに整備する生涯学習施設が「公民館」、「図書館」、「交流施設」の3つの機能を持つ複合施設となることで、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、多様な目的で利用できる施設を目指す方針としています。

また、既存施設との役割分担や地域資源の活用にも配慮し、持続可能で柔軟な施設づくりの方向性を示しています。

2. 対象施設（機能）等の概要

（1）事業対象地

ア 所在地：胎内市関沢字倉田182 他

➤ 本公募要領 別紙 「事業対象地範囲図」を参照してください。

イ 事業対象地面積：合計約135,000㎡のうち10,000㎡程度を敷地として整備する。

※敷地面積については、未測量のため、計画作成時点では概算です。

(2) 複合化する既存施設（機能）及び新たな機能

機能	既存施設	本プロジェクトにより整備する施設
公民館機能	中央公民館 (胎内市東本町 16 番 66 号)	新しい生涯学習施設 (胎内市関沢字倉田 182 他)
図書館機能	胎内市図書館 (胎内市西栄町 5 番 3 号)	
交流施設機能	既存施設（機能）なし	

<市ホームページ「中央公民館」>

<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/syogaigakusyu/gakusyu/kominkan.html>

<市ホームページ「胎内市図書館」>

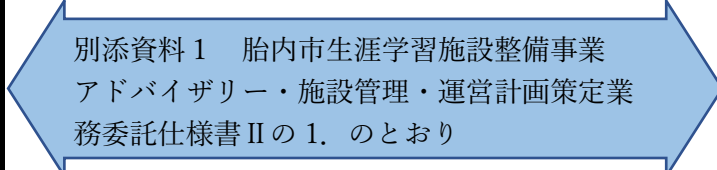
<https://toshokan.city.tainai.lg.jp/>

3. 本プロジェクトの進め方

本プロジェクトは、既存の公民館や図書館の機能に加え、子育て世代を始め、様々な年代が集う居心地の良い交流の場の機能を確保した複合施設として整備するものですが、施設規模については、整備費や維持管理費の負担軽減を基本としつつ、単なる既存機能の更新にとどまらず、複合化による効果の最大化を目指します。

施設の整備にあたっては、民間事業者との連携手法として、PPP により施設の整備やその後の施設の管理・運営に有利な方策を取り入れていくこととしており、本業務をその一環として位置付けています。具体的進め方については、基本設計、実施設計、建設工事といった施設の整備と並行して、施設で提供する各種事業、取組や最適な施設の管理・運営のあり方について施設管理・運営計画の策定を進めます。

また、本プロジェクトの進捗に応じ、本業務による施設管理・運営計画に基づいて提案、助言、意図伝達等のアドバイザー業務等を行いながら、設計（基本設計・実施設計）、建設工事を実施することで、コンセプトを実現するために必要な施設の基本的な内容を具体化し、供用開始後の効率的、効果的な施設の管理・運営と利用者にとっての利便性の向上を図り、賑わいづくりにつなげていくこととしています。

	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
想定事業	胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務委託			開館準備業務委託 (仮)
事業段階	基本設計	実施設計	建設工事	開館準備 開館（年度内を予定）
本業務				

4. 本プロジェクトにおけるコンセプト

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
- (3) コンセプト
- (4) 整備方針

基本構想及び基本計画を参照

第2 公募概要

1. 本公募要領の位置づけ

本公募要領は、アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務（以下「本業務」という。）を担う最適な事業者を選定するための手続等について、必要な事項を定めるものです。

2. 事業者選定の概要

本プロジェクトでは、民間事業者のアイデア、ノウハウを施設の運営や設計等に反映することを目的に、市とともに、施設管理・運営計画を策定し、アドバイザー業務等を実施する事業者（以下「受託者」という。）を選定します。

本業務の実施に当たっては、受託者として、市と「業務委託契約」を締結するほか、次の協定を締結するものとします。

	協定名称	内容	協定締結者	年度
三者協定	本業務及び設計業務に係る三者協定	本業務の実施期間における設計者との連携及び協力のあり方等について規定するもの。	市、受託者、設計者の三者	令和8年度～ 令和9年度
	本業務及び工事監理業務に係る三者協定	本業務の実施期間における市内市生涯学習施設整備事業工事監理業務委託受注者（以下「工事監理者」という。）との連携及び協力のあり方等について規定するもの。	市、受託者、工事監理者の三者	令和10年度

また、本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に基づく「公の施設」として設置し、供用開始後の運営及び維持管理については指定管理者制度を導入する予定としています。指定管理者の公募を実施する場合には、公募対象者として受託者も参加できるようにして、競争性を確保したうえで指定管理者の候補者を選定することを予定しています。当該候補者について議会議決があったときは、当該候補者を指定管理者として指定します。

施設の設置及びその管理に関する事項、並びに指定管理者に関する事項は、施設管理・運営計画に基づき、2028年度（令和10年度）から2029年度（令和11年度）にかけて制定を予定している設置及び管理に関する条例等に定めることとします。

第3 業務内容

1. 業務の概要

受託者が行う業務の概要は、施設整備及び効果的かつ効率的な施設の管理・運営等を行う PPP 手法の導入に向け必要となる全般的な支援を行うものです。

また、業務項目の具体的な内容については、「別添資料1 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託仕様書」に示すとおりです。

2. 業務期間

本業務の委託期間は、契約の締結日から 2029 年（令和 11 年）2 月末日までとします。

3. 全体連絡調整

本業務では、市と受託者、設計者、工事監理者の連携が非常に重要となります。そのため、施設管理・運営計画策定及び基本・実施設計、工事監理の各段階に当たり、委託ごとに行う会議体とは別に、次の会議体を組成し、密に、協議、連絡、調整を行うものとします。

また、施設の管理・運営の視点を設計及び建設工事の各段階に適切に反映させるため、受託者は市とともに各会議体に関与し、運営面からの意見提示及び調整を行うものとします。

なお、各会議体の開催頻度は、月 2 回程度を目安に、市及び設計者、工事監理者と打合せを行い、円滑に本業務を進められるよう進捗状況等の報告や協議を行うものとします。

また、受託者の主体的関与により、基本的には市と受託者が一緒に参加して進めることとし、設計者との打合せの前段階として、必要に応じて市との打合せを行う機会を設けることとします。

なお、Web 会議も可能とします。

1	市、受託者、設計者による会議体
2	市、受託者、工事監理者による会議体

4. 提案上限額

本業務に対する提案上限額は、次のとおりです。

年度	金額（税込）
2026 年度（令和 8 年度）	9,000,000 円
2027 年度（令和 9 年度）	9,000,000 円
2028 年度（令和 10 年度）	9,000,000 円
合計	27,000,000 円

- ※ 各年度及び合計金額を超える提案は、受付できません。
- ※ 上記に示す金額は、各年度に割り振った金額の範囲内で本業務についての提案を募集するものであり、契約締結の予定金額ではありません。
- ※ 契約の際に各年度及び合計の契約金額を決定します。
- ※ 市は、予算の都合上、その他の必要があるときは、提案上限額を変更できるものとなります。

第4 公募方法

1. 用語の定義

本公募要領における用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
応募者	本公募型プロポーザルに応募する単独企業又はグループをいう。
グループ	企画提案力及び業務執行能力の強化を目的として、継続的な連携・協業関係を確保できる事業者と共同で事業に取り組むために形成する既存の事業者同士の共同事業体（コンソーシアム）又は合弁企業（JV）の総称
構成員	応募者がグループの場合における当該グループの構成企業をいう。
代表企業	応募者が単独企業の場合は当該企業、応募者がグループの場合は構成員のうち、その代表として市と契約を締結する企業をいう。

2. 公募の方法

本業務は、高度又は専門的な技術力、企画力、提案力等が要求される業務であるため、「公募型プロポーザル方式」により、図書館を含む複合施設の運営実績等を有する応募者からアイデア、ノウハウを活かした提案を受け付けることとし、既存概念に捉われない、コンセプトの実現につながる提案を期待します。本公募型プロポーザルにおいては、本業務の受託を希望する応募者を公募し、提出される書類のほか、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施することにより、応募者の適性及び能力について審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

3. 公募要件等

応募者は、個人ではなく、法人格を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、本業務を行う、技術力、企画力、提案力及び受託者としての経営能力等を備えた単独企業又はその企画提案力及び業務執行能力の強化を目的として、継続的な連携・協業関係を確保できるグループで事業に取り組むことができます。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等においては、次の事項に留意してください。

- ・参加表明書等の提出時に、応募者の構成員について、代表企業及び構成員の役割を明確に示してください。なお、単独企業での応募の場合も同様に明確に示してください。

- ・代表企業は、本業務において、継続してその役割を果たすことを前提とします。そのため、参加表明書等の提出以降、代表企業の変更は、原則認められません。
- ・グループの構成員は、単独企業として別の応募者となること、また他の応募者の構成員となることはできません。なお、応募者が単独企業である場合も、他の応募者の構成員となることはできません。
- ・資本関係、人的関係のある法人等※は、別々の応募者となることはできません。

※「資本関係のある法人等」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士、会社法上の「親会社」が同じ「子会社」同士を指します。また、「人的関係のある法人」とは、一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼ねている場合を指します。（以下本公募要領において同じ。）

（2）応募者の資格要件

応募者は、次の資格要件を満たしているものに限ります。

- ・2011 年度（平成 23 年度）以降において、図書館を含む複合施設※（延床面積 3,500 m²以上に限る。）に係る業務実績（履行中のものを含む。）を有すること。

なお、当該実績は、アドバイザー業務、施設管理・運営計画策定業務等の受託者かつ指定管理者として従事したものとし、単独企業で行ったもの又はグループで応募する場合にあっては、グループの代表企業若しくはその構成員として行ったものに限る。また、指定管理者としての実績については、指定管理期間が 5 年以上のものに限る。

※「図書館を含む複合施設」とは、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に定める公立図書館（蔵書数 9 万冊以上の図書館に限る。）と「令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二」に掲げる建築物の類型第十二号建築物の用途（図書館、研修所、警察署、消防署を除く。）を含む複合施設をいう。

- ・上記の実績をもつ業務責任者等（「別添資料 1 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザー・施設管理・運営計画策定業務委託仕様書」に記載の業務責任者等をいう。）を配置できること。

（3）応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることができません。

なお、グループで応募する場合は、すべての構成員に適用するものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続をしている法人等
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生相続している法人等
- ・法人税、法人住民税及び法人事業税、消費税及び地方消費税、所得税並びに胎内市に事業所を有する場合には、当該事業者の用に供している資産に係る固定資産税を滞納して

いる法人等、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない法人等又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない法人等

- ・直近 1 期分の決算において債務超過がある法人等
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号））
- ・暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等
- ・暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む法人等
- ・胎内市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 23 号）第 2 条第 6 号に掲げる暴力団事業者となっている法人等
- ・応募者の資格要件を満たさない法人等

（4）資格基準日

資格要件等の確認基準日は、本公募要領の公表日とします。

確認基準日から業務委託契約の締結までの間に、「（2）応募者の資格要件」を欠くに至った場合、又は「（3）応募者の制限」に抵触した場合は、原則として応募資格を失うものとします。ただし、グループで応募する場合で、代表企業以外の構成員が資格要件を欠くに至った場合、又は応募者の制限に抵触した場合に、当該構成員を除外し、新たに資格要件等の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担を変更し、市の承諾を受けた場合には、この限りではありません。

4. 募集に関する事項

（1）募集スケジュール（予定）

プレゼンテーション審査等の日程が都合により変更となる場合は、市ホームページに公開するとともに、参加表明書等を提出した代表企業へ個別に連絡します。

【募集スケジュール】

公募要領等の公表（HP 掲載）	2026 年（令和 8 年）4 月 24 日（金）
質問書の受付	【資格要件に関するもの】 2026 年（令和 8 年）4 月 24 日（金）から 5 月 1 日（金）
	【上記以外に関するもの】 2026 年（令和 8 年）4 月 24 日（金）から 5 月 7 日（木）
建設地見学会参加申込書の提出期限	2026 年（令和 8 年）5 月 7 日（木）正午
建設地見学会（時間等詳細通知）	2026 年（令和 8 年）5 月 8 日（金）
建設地見学会（予定）	2026 年（令和 8 年）5 月 11 日（月）
質問書の回答（HP 掲載）	【資格要件に関するもの】

	2026年（令和8年）5月8日（金）
	【上記以外に関するもの】
	2026年（令和8年）5月13日（水）
参加表明書等の提出期限	2026年（令和8年）5月14日（木）
資格要件審査結果通知	2026年（令和8年）5月22日（金）
第一次審査書類の提出期限	2026年（令和8年）6月2日（火）
第一次審査結果の通知	2026年（令和8年）6月8日（月）
第二次審査書類の提出期限	2026年（令和8年）7月6日（月）
第二次審査 （プレゼンテーション審査）	2026年（令和8年）7月15日（水）
審査結果の通知	2026年（令和8年）7月下旬
契約締結の手續	2026年（令和8年）7月下旬

（2）質問の受付及び回答

本公募要領等に関する質問がある場合は、「別添資料6 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託公募型プロポーザル 申請様式一式」様式 1-1 公募要領等に関する質問書に記入の上、問い合わせ先（審査選定委員会事務局）まで電子メールにて提出してください。電子メールの件名欄には必ず胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル質問書」と記してください。

提出期間は、本公募要領の公表日から 資格要件に関するものは2026年（令和8年）5月1日（金）午後4時までとし、資格要件以外に関するものは2026年（令和8年）5月7日（木）午後4時までとします。質問に対する回答は、公平性、透明性の観点から、資格要件に関するものは2026年（令和8年）5月8日（金）までに、資格要件以外に関するものは2026年（令和8年）5月13日（水）までに、市ホームページに公表するものとします。

なお、市ホームページで公表した質問回答に対する再質問は受け付けないものとします。

（3）建設地見学会

日 時：2026年（令和8年）5月11日（月）

※時間等詳細については、申込者に対して2026年（令和8年）5月8日（金）までにメールで通知します。

会 場：胎内市関沢地内

参加方法：事前申込が必要です。参加を希望する場合、「別添資料6 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託公募型プ

ロポーザル 申請様式一式」の様式 4-3「建設地見学会参加申込書」を 2026 年（令和 8 年）5 月 7 日（木）正午までに提出すること。

その他：参加人数は、1 者あたり 5 名までとします（グループの場合も同様とします）。本見学会においては、質疑を受け付けません。敷地の状況や周辺環境の写真撮影は可能ですが、個人情報を含む場面の撮影は不可とします。なお、本見学会への参加の有無は、審査委員会の審査に影響を与えるものではありません。

（4）提出書類

応募に際しては、次の提出書類について書面及び電子データを保存した CD-R 等を提出するものとします。書面での提出部数の内訳は、部数が 2 部と記載されている書類は、正本 1 部、副本 1 部とします。

詳細については、「別添資料 6 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託公募型プロポーザル 申請様式一式」を確認してください。

【提出書類等一覧】

様式番号	様式名	提出部数	サイズ	ファイル形式	枚数制限
1 質問時の提出書類					
1-1	公募要領等に関する質問書	1 部	A4 判	Word/PDF	—
2 参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類					
2-1	参加表明書	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-2	応募グループ委任状	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-3	応募グループ構成表	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-4	参加資格要件確認申請書兼誓約書	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-5	添付資料提出確認書	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-6	応募者に係る資格要件確認書	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-7	業務責任者等に係る資格要件確認書	2 部	A4 判	Word/PDF	—
2-8	参考見積書	10 部	A4 判	Word/PDF	—
3 企画提案時の提出書類					
3-1	企画提案書類提出届兼誓約書	10 部	A4 判	Word/PDF	—
3-2	企画提案書	10 部	A 3 判	Word/PDF	有
4 その他					
4-1	構成員の変更申請書兼誓約書	1 部	A4 判	Word	—
4-2	応募辞退届	1 部	A4 判	Word	—
4-3	建設地見学会参加申込書	1 部	A4 判	Word	—

—	CD-R (又は DVD-R)	2 枚	—	—	—
参考	ウイルス検査済証明書	1 部	A4 判	Word/PDF	—

※「ファイル形式」の「Word」は Microsoft Office Word 文書 (*.docx) 形式を指します。

(5) 参加表明書等の提出

受付締切：2026 年（令和 8 年）5 月 14 日（木）午後 4 時（必着）

受付時間：午前 9 時から正午、午後 1 時から 4 時（持参の場合）

提出場所：胎内市役所黒川庁舎 生涯学習課社会教育係 生涯学習施設整備担当
（胎内市黒川 1410 番地）

提出書類：様式 2-1～様式 2-3

提出方法：持参又は郵送（「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれか）とします。なお、持参の場合は、市役所開庁日（土日祝日を除く、平日の月曜日から金曜日）のみとなります。また、郵送の場合は、締切日までの必着とします。その場合、事前に郵送提出する旨を問い合わせ先（生涯学習課社会教育係 生涯学習施設整備担当）まで連絡してください。

(6) 資格要件確認審査の結果通知

参加表明書等による資格要件確認審査の結果通知は、2026 年（令和 8 年）5 月 22 日（金）に参加表明書等を提出した応募者（グループでの応募の場合は代表企業）に対して、メールにて通知する予定です。

(7) 第一次審査書類の提出

受付締切：2026 年（令和 8 年）6 月 2 日（火）午後 4 時（必着）

受付時間：(5) 参加表明書等の提出と同様

提出場所：(5) 参加表明書等の提出と同様

提出書類：様式 2-4～様式 2-8

提出方法：(5) 参加表明書等の提出と同様

(8) 第二次審査書類（企画提案書等）の提出

受付締切：2026 年（令和 8 年）7 月 6 日（月）午後 4 時（必着）

受付時間：(5) 参加表明書等の提出と同様

提出場所：(5) 参加表明書等の提出と同様

提出書類：様式 3-1、様式 3-2、様式 3-2-1～様式 3-2-6

提出方法：(5) 参加表明書等の提出と同様

(9) 参考見積書

参考見積書は、提案内容の妥当性の確認及び評価に使用します。作成に当たっては、本件公募要領 P.5 「4.提案上限額」を確認してください。

(10) 提出書類データについて

提出書類のデータは、企画提案書等の提出時に CD-R（又は DVD-R）に格納し、2枚提出してください。

(11) 応募に係る注意事項

- ・本公募型プロポーザルに係る提案等に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・提出された参加表明書等は、受付期間終了後に変更及び追加することはできません。ただし、誤字等の修正、その他市が必要と認める場合は、資料の変更及び追加を求め場合があります。
- ・提出された参加表明書等は、理由を問わず返却できません。
- ・本公募型プロポーザルの応募者は、優先交渉権者決定後において、本公募要領、仕様書等の内容に関する不明又は錯誤等を理由とした異議を申し立てることはできないものとします。
- ・提出された企画提案書等の提出書類の著作権は、優先交渉権者が決定するまでの間、応募者に帰属します。なお、市は、優先交渉権者を決定するとき、その他必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ・提出書類において、第三者の特許権、意匠権、商標権その他日本国内で法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- ・参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式 4-2 応募辞退届）にて届出してください。
- ・本公募型プロポーザルの応募者は、並行して実施する、胎内市生涯学習施設整備事業設計業務委託公募型プロポーザル」の応募者となることはできません。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

「別添資料5 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル 審査選定基準」の評価の視点及び配点に基づき、審査選定委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査＋書類審査）を行い、審査選定委員会における最優秀提案の選定及び評価結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

なお、二次審査（プレゼンテーション審査＋書類審査）は、非公開で実施します。

(2) 審査選定委員会

審査選定委員会の委員は、次のとおりです。

【審査選定委員一覧】

No.	役職	所属等
1	委員長	胎内市 副市長
2	副委員長	胎内市 教育長
3	委員	胎内市 総合政策課長
4	委員	胎内市 財政課長
5	委員	胎内市 こども支援課長
6	委員	胎内市 生涯学習課長
7	委員	学識経験者

(3) 一次審査（書類審査）

応募者から提出された企画提案書等の内容について、提案が満たすべき基礎的条件の充足状況や形式上の不備の有無を確認審査します。

(4) 二次審査（プレゼンテーション審査+書類審査）

一次審査（書類審査）を通過した応募者に対して、企画提案内容のプレゼンテーションによる審査と書類審査を次のとおり実施します。プレゼンテーションの順番、実施方法等の詳細は、一次審査結果の通知と併せて通知します。

なお、二次審査に出席できない場合は、失格とします。

日時：2026年（令和8年）7月15日（水） ※時間未定

会場：胎内市役所本庁舎（胎内市新和町2番10号）

内容：プレゼンテーション審査及び企画提案内容の評価・採点等

※応募者は、他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

※応募者のプレゼンテーション持ち時間は、概ね30分程度を想定しています。

※企画提案書を用いて説明するものとします。

※プレゼンテーションにおける動画（音声を含む。）の使用を認めます。ただし、企画提案書を補完する内容のものに限ります。動画を使用する場合は、事前に審査選定委員会事務局にデータを提出するものとし、提出期限は、一次審査を通過した応募者に対してお知らせします。

※プロジェクター（パソコン出力は、HDMI端子のみ可）、スクリーン、電源は、市が用意するものとし、その他必要なものがある場合には、応募者で用意するものとします。

※プレゼンテーションは、本業務の予定従事者である業務責任者等が主体で行うものとし、人数は3名までとします。

※二次審査は、非公開で行います。

(5) 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ・ 応募者の資格要件を満たさなくなった場合
- ・ 応募者の制限に抵触した場合
- ・ 提出期間内に提出書類が提出されない場合
- ・ 提出書類が不足している場合
- ・ 2案以上の提案があった場合
- ・ 記載項目及び記載事項に著しい不備がある場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 参考見積書の金額が各年度又は合計の提案上限額を超えている場合
- ・ 優先交渉権者決定前までに、審査選定委員会の委員、本業務に従事する市職員及び関係者に対して、不要な働きかけを行った場合、その他審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ その他合理的な理由に基づき市及び審査選定委員会が不相当と認めた場合

(6) 優先交渉権者等の決定通知及び公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定通知は、2026年（令和8年）7月下旬に参加表明書等を提出した応募者（グループでの応募の場合は代表企業）に対して、文書にて通知するとともに、市ホームページに公表するものとします。

また、決定通知及び公表後、他法人等や自らの評価点など選考結果の詳細についての個別の問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

6. 公表資料及び参考資料

次の公表資料については、市ホームページにおいて公開します。

【公表資料】

- ・ 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル公募要領（本資料）
- ・ 別添資料1 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 仕様書
- ・ 別添資料2 胎内市コンテンツ及び施設管理・運営計画項目（案）
- ・ 別添資料3-1 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務及び設計業務に係る三者協定書（案）
- ・ 別添資料3-2 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務及び工事監理業務に係る三者協定書（案）
- ・ 別添資料4 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託契約書（案）
- ・ 別添資料5 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル 審査選定基準

- ・別添資料6 胎内市生涯学習施設整備事業 アドバイザリー・施設管理・運営計画策定業務委託 公募型プロポーザル 申請様式一式

【参考資料】

次の参考資料については、市ホームページを参照としてください。

(本プロジェクトに係る基本構想及び計画等関係資料)

- ・胎内市生涯学習施設整備基本構想（令和5年3月）

<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/syogaigakusyuu/syogaigakusyushisetu/kihonkouso.html>

- ・胎内市生涯学習施設整備基本計画（令和8年3月）

<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/syogaigakusyuu/syogaigakusyushisetu/documents/20260323kihonkeikaku.pdf>

(その他関係資料)

- ・第2次胎内市総合計画

https://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/sogoseisaku/ks_sougoukeikaku2.html

- ・胎内市人口ビジョン 第2期胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略

https://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/sogoseisaku/ks_sousei.html

(関連条例等関係資料)

https://www1.g-reiki.net/tainai/reiki_menu.html

- ・胎内市公民館条例及び胎内市公民館条例施行規則
- ・胎内市図書館条例及び胎内市図書館条例施行規則
- ・胎内市情報公開条例及び胎内市情報公開条例施行規則
- ・胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例及び胎内市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(防災関係資料)

胎内市地域防災計画

<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/bosai/bosai/keikaku/tiikibousai.html>

7. 公募に係る資料等の優先順位

本公募要領等と本公募型プロポーザルに関連する質問回答に相違のある場合は、質問回答を優先するものとします。

第5 契約及び協定に関する事項

1. 契約及び基本協定の締結

市は、審査選定委員会の審査結果報告を受け、本業務委託の優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。その後、市と本業務の優先交渉権者で仕様等に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに本業務を実施するために必要な業務委託契約を締結します。

なお、本業務委託の優先交渉権者との契約及び協定に係る協議が成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとします。

2. 三者協定の締結

本業務に関する業務委託契約の締結決定後、当該業務における役割等について定めた三者協定を締結します。

2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）	2028年度（令和10年度）
市	市	市
受託者	受託者	受託者
設計者	設計者	工事監理者

3. 本業務の権利義務等に関する制限

受託者は、事前に市との書面による承諾を得た場合を除き、契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分することを禁止します。

4. 契約の締結に際し必要な事項

契約の締結に際して必要な事項については、市と優先交渉権者が協議の上、定めるものとします。また、三者協定及び契約書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合は、市と受託者（三者協定の疑義については設計者又は工事監理者を含む。）との間で協議を行うものとします。

5. 支払い条件

委託料は年度ごとの業務完了後に支払うものとし、年度ごとの支払限度額は次のとおりとします。

年度	支払限度額（税込）
2026年度（令和8年度）	9,000,000円
2027年度（令和9年度）	9,000,000円
2028年度（令和10年度）	9,000,000円

第6 業務実施に関する事項

1. 業務実施に当たっての留意事項

(1) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、併せて次に示す事項を遵守してください。

- ・本業務の目的に即した業務を行い、その実現に向けて最大限尽力すること。
- ・特定の者に有利又は不利とならないように配慮すること。
- ・専門知識や経験を十分に活用し、画一的な業務とならないよう、業務内容の向上に努めること。
- ・委託期間内において、効率的な業務を行うこと。
- ・市の施策を理解し、施策実施に協力すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。

(3) 秘密の保持等

受託者及び業務責任者等の従事者は、胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例等関係法令を遵守し、業務の実施に際して知り得た事実を他人に漏らしてはなりません。この契約終了後又は契約解除後においても同様とします。

(4) その他

- ・本プロジェクトのこれまでの経過については、市ホームページを参照してください。
- ・受託者は、市及び設計者又は事監理者と緊密に連携の上、本業務に取り組んでください。
- ・本業務を行うこととなった場合、予定従事者等の経歴に記載された業務責任者、業務担当者は、原則変更することはできません。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、市の承諾を得た上で、同等以上の技術者に変更することができるものとします。
- ・打合せや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とします。
- ・電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負いません。
- ・事業対象地等を見学する場合には、周辺住民、施設利用者及び管理者に迷惑をかけないように十分注意してください。

2. その他留意事項

(1) 業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、プロジェクトの継続が困難になった場合、市は契約及び協定を解除することができるものとします。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力、その他、市及び受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は契約及び協定を解除することができるものとします。

(2) 審査結果に関する情報の公開

- ・本公募型プロポーザルの審査結果については、優先交渉権者名、評価結果、総合的な評価点及び提案の概要を原則として公表します。なお、優先交渉権者以外の応募者名及び提案内容は公表しません。ただし、法令等に基づく情報公開請求があった場合は、この限りではありません。

(3) 企画提案書等の著作権その他の知的財産権

- ・企画提案書等の著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は優先交渉権者に予め通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- ・企画提案書等の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、当該企画提案書等を作成した者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。
- ・契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については市に帰属することとします。
- ・提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合委は、その損害を賠償するものとします。

3. 問い合わせ先（審査選定委員会事務局）

本公募型プロポーザルを実施する「審査選定委員会事務局」は、次のとおりです。

胎内市教育委員会 生涯学習課社会教育係 生涯学習施設整備担当

担当者：佐久間、石山、脇川

住所: 〒959-2807 新潟県胎内市黒川 1410 番地

胎内市役所黒川庁舎 生涯学習課社会教育係 生涯学習施設整備担当

TEL: 0254-43-6111 (内線 2213・2214)

FAX: 0254-47-2117

E-mail: community@city.tainai.lg.jp

<市ホームページ「胎内市生涯学習施設整備事業」(生涯学習課)>

[https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/syogaigakusyu/syogaigakusyushise
tu/syogaigakusyu_kihonkeikaku.html](https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/syogaigakusyu/syogaigakusyushise
tu/syogaigakusyu_kihonkeikaku.html)